写

８杉報審第１号
令和８年11月20日

杉並区長
岸本　聡子　様

杉並区特別職報酬等審議会
会長　岩倉　礼子

区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、
教育長及び常勤の監査委員の給料の額について（答申）

令和８年10月27日付け８杉並第41212号により諮問を受けた区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額について、別紙のとおり答申いたします。

収受
8.11.20
杉並第47558号
杉並区

杉並区特別職報酬等審議会委員

会	長	岩倉　礼子
委	員	飯島　典子
委	員	五十嵐　裕美
委	員	牛山　久仁彦
委	員	神谷　次彦
委	員	酒井　博
委	員	佐藤　慎祐
委	員	田中　奈那子
委	員	内藤　一夫
委	員	宮﨑　靜子

答　　申

1　審議の視点等

杉並区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、令和 8（2026）年 10 月 27 日に、杉並区長から、杉並区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額についての諮問を受けた。

審議会では、昨年度までの審議資料に加えて新たに区から提示された資料を勘案し、各委員が公正中立の立場でそれぞれの知見に基づき、区政を取り巻く社会情勢、区の財政状況及び特別区人事委員会勧告（以下「勧告」という。）の内容並びに他自治体との均衡など広範な観点から慎重な審議を行った。

2　審議会の役割及び特別職の報酬等

まず、審議に当たって、審議会設置の経緯を踏まえた審議の基本的な考え方を確認し、審議会の役割は、特別職としての職務の特殊性に応じた報酬水準を審議する場であり、現職者の成果に基づく報酬水準の妥当性を審議するものではないことを委員間で共有した。

その上で、区長及び議員を例にして、それぞれの職がどのような職務についてどの程度の業務を遂行しているのか、また、区長が指揮監督する職員数の実績を確認するとともに、議員に関しては、議会における活動の前提として調査・研究等を行う政務活動があることについて、委員間の共通認識を持った。

また、特別職等の現状の報酬水準としては、区長等の給料月額は他区との比較においては下位に、特別給の支給月数及び年収ベースでは上位にあるが、在任期間中の給与総額で比較すると中位にあり、他自治体との人口や財政等の行政規模を比較すれば、特段の是正が必要な状況ではないことが確認できた。

また、議員報酬については、新たに提供された資料である区議会議員の月額報酬総額の区民一人当たりの負担額を含め他区との比較においては下位にあるものの、後述する改定経過（４（１）②）を踏まえると区長等と同様に特段の是正が必要な状況ではないことを確認した。

3　現在の区財政及び経済動向等

（１）杉並区の財政状況等

区の財政規模は増加傾向にあり、令和７（2025）年度決算では、歳入 2,700 億

円超、歳出2,600億円超と、ともに財政規模は過去最高になったことを確認した。

また、令和7（2025）年度末の財政調整基金残高は610億円で、令和6（2024）年度から2億円減少しているものの、施設整備基金等を含めた主な基金残高の総額は増額していることが資料から確認できた。区債残高は、令和6（2024）年度に一旦減少したものの、令和7（2025）年度に361億円に増加している。普通会計ベースの区民一人当たりの基金残高は、23区平均と比較すると約10万円程度低い状態が続いており、区債残高（区民一人当たり）については23区平均との差は昨年度と同様の傾向にある。

また、実質収支比率及び経常収支比率については、前年度からともに減少し、一般的な適正水準に近い値となったことを確認した。

景気回復を背景に特別区税収入も堅調に増加していることから、総じて財政の健全性が確保されていると評価できるが、国の消費税減税の影響等についての委員からの質疑に対して、区からは国からの補填がある旨説明があったが、具体的な補填方法は現時点で示されてないこと、また、ここ数年にわたる審議会の議論において問題提起をしているふるさと納税制度による影響については、返礼品の拡充等の取組を開始したこと及び制度自体の廃止を国等に対して引き続き働きかけている旨の説明を受けたが、ふるさと納税による特別区民税流出は、学校改築の一校分の経費に相当する60億円を超える額に達しており、こうした動向については、これまで以上に危機感を持って対応する必要があると考える。

（2）国の経済動向等

この間の景気動向としては緩やかな回復傾向が継続しており、また、春闘の結果も33年ぶりに5%を超える賃上げとなった令和6年（2024年）以降3年連続で5%超のベースアップとなっていることを確認するとともに、物価は引き続き上昇傾向にあるものの、本年（2026年）に入り実質賃金は回復傾向にあることも併せて確認した。しかしながら、委員からは、こうした景気動向の反映については中小企業においてはまだ十分であるとは言い難い状況もあるとの指摘があり、今後も経済等の動向について注視が必要であると考える。

区財政及び国の経済状況等について、今後の動向に注視する必要はあるものの、全体としては堅調な状況であると言えることから、特別職の報酬等を増額改定することについては現状において区民の理解が得られる状況にあるのではないかと考える。

4　改定水準の妥当性の検討

次に、特別職の報酬等を増額改定することを前提に、これまでの審議会の答申等の推移、他区における改定の考え方、本年の勧告の内容を踏まえ改定水準の検討を行った。

（1）審議会の答申等の推移

①特別職給料等

特別職の給料月額及び期末手当（以下「給料等」という。）は、平成 26（2014）年度から平成 29（2017）年度まではリーマンショックや東日本大震災の影響からの回復傾向にあった景気動向や勧告を勘案した審議会の答申に基づき、引き上げ改定されている。

平成 30（2018）年度は、行政系人事制度改正の影響等から月例給及び特別給の引き下げ勧告があったことに対して、特別区長会が勧告実施を見送る異例の判断をしたこと及び景気動向等を総合的に考慮し、特別職の給料等は据え置くことが妥当であるとした審議会の答申どおり据え置きとされた。

令和元（2019）年度以降も勧告や景気動向等を踏まえた審議会の答申どおり、令和元（2019）年度は、給料月額を引き下げ、期末手当は引き上げとされ、令和２（2020）年度及び３（2021）年度は、ともに給料月額を据え置き、期末手当は引き下げ、令和４（2022）年度は、給料月額を据え置き、期末手当は引き上げの改定がなされている。

令和５（2023）年度については、審議会は給料月額及び期末手当ともに引き上げの答申を行ったものの、答申に基づく給料等の改正条例は区議会の判断により可決されず、据え置きとなった。

令和６（2024）年度及び令和 7（2025）年度は、ともに給料月額及び期末手当ともに引き上げとした審議会の答申どおりの改定がなされている。

②区議会議員報酬等

区議会議員の報酬月額及び期末手当（以下「報酬等」という。）については、平成 26（2014）年度に、審議会の答申では、特別職と同様に区議会議員の報酬等を引き上げることが妥当であるとしたが、区議会の判断で据え置きとされた。

平成 27（2015）年度から令和４（2022）年度までは、いずれも審議会の答申どおり、特別職の給料等と同様の改定がなされており、令和５（2023）年度につ

いては、前述（１）①の経過により据え置きとなった。令和６（2024）年度及び令和７（2025）年度は、ともに給料月額及び期末手当ともに引き上げとした審議会の答申どおりの改定が行われている。

（２）他区における改定の考え方

昨年度の審議において、委員から他自治体との比較という観点で『各区の平均の改定率で判断してはどうか』という提案があった。しかしながら、今年度の他区における改定動向が把握できない状況を踏まえ、昨年度において各区がどのような改定率等の考え方を採ったのかを一覧化した資料の提出を新たに受けた。

同資料による23区の傾向としては、勧告の内容を参考に判断していること、給料・報酬月額の改定に当たっては、一般職員の部長職（６級職）の改定水準を参考としている区が多数あることが確認できた。

（３）本年の勧告の内容

令和８（2026）年10月13日に、特別区人事委員会から、一般職の職員給与が民間給与を下回っているため月例給を引き上げ、特別給についても民間における支給状況を勘案し、引き上げる勧告が出された。

区から示された資料で把握できる過去の改定状況からも、本年勧告における月例給の引き上げ率は、昨年度を更に大きく上回る高い水準となっている。

また、昨年度までは若年層職員に重点を置いた改定率が示されていたが、本年の引き上げ率は、『係長職以上の役割の重要性が高まっていることや昇任意欲醸成の観点から、３級以上は令和７年を上回る改定であること』、『有為な人材の確保・定着のため、早期昇格者層に重点を置くもの』であることの説明を受けた。

【勧告の概要】

（１）月例給は、公民較差15,126円（3.72％）を解消するため、全ての級及び号給で引き上げ

（２）特別給は、民間における支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.1月引き上げ

なお、本年の勧告における月例給の引き上げ率のうち、これまで審議会において参考としていた部長職（６級職）の改定率については、3.9％になることも併せて説明があった。

（4）政務活動費の現状と区議会の取組

政務活動費の額は、平成7（1995）年度に月額 16 万円となった以降は改定されず、23 区平均（16.7 万円）と同程度となっている。

区議会では、政務活動費の一層の透明性・信頼性の確保を図るため、政務活動費と政務活動費以外を区分する場合の支出割合の上限や按分割合の設定、手引書をはじめとした政務活動費に係る情報について、区議会ホームページで公表するなど、これまで様々な取組を進めてきていることを確認した。

また、区議会ホームページに公表されている収支報告書の内容を確認すると、その使途として多くは区政報告書の作成など「広聴広報費」に充てられており、紙代等の物価上昇により一定の配慮は必要であると考えるが、一方で、議員ごとに支出額に差があることに関して、区からは、デジタル化など議員活動の多様化等によるものである旨の説明があったことを踏まえると、議員の広報活動のデジタル化などで経費削減の余地もあり、現状の平均執行率から全体としては直ちに不足しているといえる状況ではないと考える。

なお、区議会において政務活動費の金額の増減にかかる特段の議論は行われていないことも併せて確認したが、現時点において政務活動費の額について、議員活動の実態に照らし、審議会として過不足を判断するために必要な情報が必ずしも十分ではないのではないかという意見が委員からあったことを申し添える。

5　結論

区の財政状況については、ふるさと納税制度による特別区民税流出の状況、基金残高の総額では増加しているものの、区民一人当たりの額では 23 区平均との開きがあること、また、経済動向や国の税制見直し等により依然として楽観視できない状況にあるものの、概ね健全な財政運営が行われている。

審議会が答申にあたって重要な判断要素の一つとしてきた勧告については、本年は、公民較差 15,126 円（3.72%）を解消するため、すべての職級で給料月額を引き上げるとともに、特別給は、民間における支給状況を勘案し、年間の支給月数を 0.1 月引き上げる内容であった。

審議の過程では、社会情勢等に鑑みると、景気は緩やかな回復傾向ではあるものの継続的な物価上昇が国民生活に与えている影響や、中小企業の経営状況に景気動向が十分に反映されていない状況等を踏まえつつ、賃金改善の後押しとして公務部門の給与等の改善が全体の底上げに果たす役割は大きいと考えられるため、その職責の重さや時間外手当が支給されない等の職務の特殊性等の観点から

も、区政に対する信頼を引き続き確保すること並びに他自治体との均衡に留意することを前提にしながら、「３　現在の区財政及び経済動向等」において前述したとおり、特別職の給料等について増額改定する方向性は区民の理解を得られるのではないかと考える。

以上のことを総合的に勘案した結果、審議会は、特別職及び議員の給料等については、本年の勧告において一般職の給料月額の改定率が職級ごとに異なることを踏まえ、給料・報酬月額については、これまで審議会の議論の参考としていた一般職の６級(部長級)の改定率と同水準とする考え方を維持し 3.9%の改定率が妥当であるとの結論に至った。なお、審議の過程では、公民較差と同率の 3.72%を妥当とする意見もあったが、審議会は「職」としての報酬水準を審議するものであることから、これまでの審議会の考え方を維持することが適当であるとの意見に集約された。

また、特別給については審議の対象ではないが、給料等の額の決定に密接に関連するものであることから、期末手当は0.1月の引き上げとすることも特段問題がないとの結論に至ったことを意見として付すこととする。

なお、改定の実施時期については、本答申があった月からとすることが妥当である。

次に、政務活動費の額については、区政に対するチェック機能を果たすことや、地域の諸課題を把握していくことなど、議員活動にとって必要な経費であり、他区と比較しても平均的な額であることや執行状況などから、使途の透明性等が引き続き確保されることを前提に、据え置くことが妥当であると考える。

６　おわりに

審議会は、杉並区長からの諮問に対して、以上のとおり答申する。

答申の結びにあたり、区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員並びに区議会議員においては、その担う役割・職責の重要性を改めて認識され、区民の負託に応えるべく、一層の区民福祉の向上及び区政運営の効率化、健全化に引き続き努められることを強く願うものである。